

# 「産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)」について 令和8年4月より出向先事業主も受給可能になりました！

在籍型出向を活用して労働者のスキルアップを行う事業主に対して助成する制度です。

令和8年4月より、労働者を出向させ、出向復帰後の賃金を上昇させた**出向元事業主**に加え、出向を受け入れた**出向先事業主**も助成金を受給可能となりました。

## 助成対象となる「出向」とは？

以下のすべてに該当する出向を指します。

- 労働者のスキルアップを目的とすること
- 出向した労働者は、出向期間修了後、元の事業所に戻って働くこと
- 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも**5%以上上昇**させること

## 助成の内容

出向元・出向先双方の事業主に対して、出向中の労働者の**賃金の一部**を助成します。\*企業グループ内出向は対象外

	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
助成額 (最長1年)	<b>出向元事業主</b> 出向労働者の出向中の賃金のうち出向元事業主が負担した額×助成率	
	<b>出向先事業主</b> 出向労働者の出向中の賃金のうち出向先事業主が負担した額×助成率	
上限額	<b>8,870円</b> *2 / 1人1日当たり (1事業所1年度あたり1,000万円まで)	

\*1 出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

\*2 雇用保険の基本手当日額の最高額(令和7年8月1日時点)。毎年8月に改正されるためご注意ください。

## 受給までの流れ

- |          |  |  |
|----------|--|--|
| <b>1</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出向元事業主と出向先事業主との<b>契約</b>*1</li> <li>・ 労働組合などとの<b>協定</b></li> <li>・ 出向予定者の<b>同意</b></li> </ul> | <p>※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。</p>                                 |
| <b>2</b> | 出向計画届(スキルアップ計画を含む)の提出・要件の確認*2  | <p>※2 出向開始日の前日(可能であれば2週間前)までに、<b>出向元事業主が、出向先事業主が作成した書類とあわせて</b>、出向計画書を<b>都道府県労働局またはハローワーク</b>へ提出してください。</p>        |
| <b>3</b> | 出向の実施(1か月間~2年間)  | <p>※3 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させる必要があります。</p>  |
| <b>4</b> | 出向から復帰(賃金上昇)*3   | <p>※4 出向復帰後6か月後の賃金支払日の翌日から起算して2か月以内に、<b>出向元事業主が、出向先事業主が作成した書類とあわせて</b>、支給申請書を<b>都道府県労働局またはハローワーク</b>へ提出してください。</p> |
| <b>5</b> | 支給申請*4<br>助成金受給*5(最長1年分)   | <p>※5 支給申請書に基づき、出向元事業主及び出向先事業主に助成金を支給します。</p>  |

## 助成額の算出例（イメージ）

< 賃金12,000円/1日の**出向元6割**・**出向先4割**負担で、1年間出向させる場合 >

※出向復帰後に出向前の賃金と比較して5%以上の賃金上昇を行う必要があります

①出向元・出向先それぞれの助成対象額を算出

### 出向元の助成対象額

$$\begin{array}{l} \text{出向元負担} \\ \boxed{7,200\text{円}} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{助成率} \\ \boxed{2/3} \end{array} = \boxed{4,800\text{円}/1\text{日}}$$

※中小企業の場合

### 出向先の助成対象額

$$\begin{array}{l} \text{出向先負担} \\ \boxed{4,800\text{円}} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{助成率} \\ \boxed{2/3} \end{array} = \boxed{3,200\text{円}/1\text{日}}$$

※中小企業の場合

②上限額との比較

$$\boxed{4,800\text{円}/1\text{日}} + \boxed{3,200\text{円}/1\text{日}} = \boxed{8,000\text{円}/1\text{日}}$$

上限(8,870円)以内

→

出向元の助成額	出向先の助成額	*1年換算* 240日/1年の場合 出向元 1,152,000円 出向先 768,000円
<b>4,800円/1日</b>	<b>3,200円/1日</b>	

## 「在籍型出向」の活用事例

### 製造業（出向元）

事業体制見直しの中で新製品の事業開拓を進めるため、従業員のスキルアップやキャリア形成をしたい。  
ロボット組立の最先端工場で経験を積ませ、組立技術やライン管理、安全管理技能等の習得を目指すことにした。



### 産業用電気機械器具製造業（出向先）

海外でのロボット需要拡大で製造現場の人員が不足しており、質の高い人材を探していた。違う環境・職種へチャレンジしたいという意欲のある人材を受け入れることとした。

### 温泉旅館業（出向元）

老舗旅館を経営しているが、最新型ホテルの優れたサービスを学ぶため、出向させたい。



### ホテル・サービス業（出向先）

老舗旅館からの出向であることから、スタッフのスキルアップにもつながると考え、初めて出向を受け入れた。

## 申請・お問い合わせ先

助成金を受ける際の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。

ご不明な点は、**最寄りの都道府県労働局、ハローワーク**までお問い合わせください。

※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。

# (公財) 産業雇用安定センターではスキルアップ支援コース (在籍型出向) のマッチングを無料で支援しています

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。  
設立以来、27万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

受入情報の検索

## おすすめの利用方法



- 助成金の利用にあたり、センターのウェブサイトから、  
全国の労働者の受入れを希望している事業所(出向受入情報※)  
の業務の内容を見ることができます。

※ウェブサイトや検索はどなたでもご利用できます

※助成金の利用の可否については、都道府県労働局またはハローワークへお問合せ下さい。

- 従業員のスキルアップを実施したい業務を探し、スキルアップを実施したい業務が見つかったら、  
御社所在の都道府県のセンター事務所に連絡してください。  
センターが、ご希望の事業所とのマッチングを進めます！

※受入方法が「移籍」の場合であっても、産業雇用安定センターが事業所と話し合いをし、「在籍型出向」として実施できる場合があります。まずはセンターにご相談ください。

## 出向のマッチングからフォローアップまで支援します

